

# 日本における“準DPO”の概要

日本DPO協会第3回オンライン例会  
2020年10月15日(木)15:00~16:35

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

(一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長)

# “準DPO”

- 日本の個人情報保護法には、GDPR (General Data Protection Regulation) の“DPO” (Data Protection Officer) の規定と同等な規定がない。ここでは、日本の同様の役割を担う者を「準DPO」(「DPO 類似の者」)と呼ぶことにする。
- 私は、2014年まで日本の国レベルにおける個人情報保護に関するすべての法案の作成過程に関わってきた。また、例えば、1997年の通商産業省の民間部門における個人情報保護ガイドラインや1998年の郵政省の電気通信事業ガイドラインの策定にも関わってきた。これら2つのガイドラインは、「個人情報(保護)管理者」を設置することにした。

# 通産省ガイドラインに基づくプライバシーマーク制度(1998年4月1日)

- JIPDEC(Japan Information Processing Development Center:日本情報処理開発センター)のワーキンググループの座長を務め、1997年7月から1998年3月まで通産省ガイドラインをどのように実施するかについて検討した。ワーキンググループは、通産省ガイドラインに基づく**プライバシーマーク制度**を提案した。JIPDECは、1998年4月1日から「**プライバシー保護の信頼のマークを付与する制度**」を実施した。
- 1998年9月、日本規格協会(JSA)の中に、通産省ガイドラインに基づく日本工業規格(JIS)を策定するために、私が委員長を務める原案起草委員会が設置された。原案は、日本工業規格委員会によって審査され、**JIS Q 15001 : 1999(個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項)**が1999年3月に公表された。

# プライバシーマークシステム 審査基準としてJIS Q 15001採用

- その後、プライバシーマークシステムは、1999年4月1日以降、審査基準としてJIS Q 15001を採用してきている。JIS Q 15001は、1980年OECDプライバシーガイドラインの8原則を参照し、また、EUデータ保護指令(95/46/EC)の概念の多くを参考にしたもので、1999年版は、第1版となった。そのタイトルは、2006年の第2版で**JIS Q 15001 : 2006 (個人情報保護マネジメントシステム—要求事項)**に変更された。JIS Q 15001の第3版は2017年12月20日に公表された。
- JIS Q 15001 : 2017では、3.40で、「個人情報保護管理者」が定義され、A3.3.4で、その設置が義務づけられている。

# プライバシーマーク付与事業者数16,446件 (2020年10月12日現在)

- JIPDECのウェブページによると、プライバシーマークの付与事業者数は、2020年10月12日現在で16,446件である。これは、現在、日本に少なくとも16,446人の個人情報保護管理者、すなわち、準DPO (DPO類似の者)がいることを意味している。
- 他にも、プライバシーマークシステムの審査員、プライバシーマークを取得するためのコンサルタントなど、データ保護の専門家が存在している。
- 審査員—主任審査員 367名、審査員289名、審査員補745名(2020年3月31日現在合計1,401名)